

Title	現代日本の海の管理に関する法的問題 -船舶航行に伴う問題を中心として-
Author(s)	藤本, 昌志
Citation	
Issue Date	
Text Version	ETD
URL	http://hdl.handle.net/11094/456
DOI	
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏名	藤本 昌志
博士の専攻分野の名称	博士(法学)
学位記番号	第 19161 号
学位授与年月日	平成 17 年 3 月 25 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当 法学研究科法学・政治学専攻
学位論文名	現代日本の海の管理に関する法的問題—船舶航行に伴う問題を中心として—
論文審査委員	(主査) 教授 村上 武則 (副査) 教授 谷口勢津夫 教授 高橋 明男

論文内容の要旨

本論文では、海の管理について、特に船舶の航行に伴って発生している問題について検討した。船舶の航行に伴って発生する問題は、非常に多岐に亘っており、かつ、日本のみならず、他国との関係も複雑に絡み合っており、非常に難しい問題ばかりが山積している。これらの問題を解消するために、海の管理として考える場合、法的側面と政策的側面を考える必要がある。

まず、法的側面では、海に関する法律や船舶に関する法律等が多数制定されているが、それらの法律は、それぞれ独立的に機能しており、法律間や法律の存在しないものとの調整規定が少なく、時には権利が対立する場合が生じている。これらの法律を有機的に機能させるために、大きな枠組みとして「入会」の概念を導入した法制を確立すべきである。海を利用しているすべてのものが「共生共助」の考えに立ってそれぞれの活動を見直し、「自己のみの利益の追求」から「海という資源の保全との関係から自己の活動と利益範囲の策定」に考えを変化させた法制にしなければならない。この考えが世界に示す地球環境の保全を考えた温故知新の法制である。この考えは、日本のみならず、国境を越えた連携で行われるべきである。そのイニシアティブをとるべきは世界の海国、日本の海に関わる者であるべきである。

次に、政策側面では、日本の沿岸を航行しているサブスタンダード船の問題については、その利用や活動ができないように、旗国と寄港国の連携、行政と民間の連携、経済的誘導等が考えられる。即ち、「生き残るためにはやむを得ない」という安全を犠牲にしてコストを優先する考えではなく、社会的責任を果たすためには、適正なコストが必要であるという考えに基づいた、真に安全が優先される社会を構築する時機が到来しているのではないだろうか。漁業と船舶航行の関連では、それぞれの活動が調和するように漁場と船舶通航路を明確にすべき時が到来したと考え、世界標準に適合した航路とルールを決めるべきである。その付帯効果として、沿岸の安全を担保する様々な政策を実施することができる。行政と漁業関係者と船舶関係者が、海という資源、環境を守るために、どうすべきかお互いに真剣に検討することが必要である。

国家的公益の実現という見地から、海を管理する必要がある。海は国民共有の財産であり、総有であり、その理念は、「入会」の精神、「共生共助」であると解する。海をより良い状態で次世代に引き継いでいくための、海の管理の実質的意義を「共生共助」に見出し、様々な問題を一つ一つ確実に解消すべく、取り組んでいかなければならない

と考えるに至った。

論文審査の結果の要旨

本論文は、現代の日本の海の管理に関する法的問題、特に船舶の航行に伴って発生している問題を、行政法学および国際法的な視野から考察するものである。

その第一章は、海について、定義、類型、法的地位、管理法制について詳細に検討し、問題点を指摘している。

第二章では、船舶について、その概念、法的地位について概観し、船舶の航行に関する権利と問題点を詳細に検討する。

第三章では、現実に日本の海で、船舶の航行に伴って発生している問題について、実証的証拠に基づきつつ、たとえば、放置座礁船、ポートステートコントロール、サブスタンダード船対策、保険制度、水先制度、漁業と船舶の航行等について、詳細に問題を指摘し、その解決を検討している。

第四章では、日本の海の管理にむけて、法的側面と政策的側面からの検討を行う。すなわち、まず法的側面からは、現在の日本における海に関連する法律や船舶に関する法律等が多数制定されているが、それらの法律が、それぞれ切り離され独立的に機能している点を問題視し、これらの法律を有機的に機能させるために「入会」の概念を導入し、単に国内の海の管理ばかりではなく、国際関係の中における海の管理に関しても、「入会」により解決しようとする独創的な発想がなされている。筆者は、「入会」の概念を「環境の利用の自由を保障し、様々な環境利用の秩序のための『共助共生』であり、公共的な物の管理に関する規範」として海に関する法制の再構築の基本理念とすべきであると述べる。さらにまた、政策的側面では、経済的誘導、厳格旗国責任主義等の実際にも、行使すなわち適用可能といえる政策を提案している。

本論文の内容は、以上のような構成に基づいて叙述されている。

さて、本論文の学問的価値は、筆者の長年の経験と知見に基づいて丹念に収集された海に関する膨大な資料に基づいて叙述されているところにある。そのことにより、本論文は実務上現実に問題となっている点をほぼ網羅的にしかも詳細に検討している。そのうえ、海の管理に関する法解釈上の問題点のみならず、法政策上望まれる解決策をも提示している。これらの指摘は、従来の行政法学会における公物管理論ではほとんど見ることのできなかつたものである。

ただし、本論文は、今日の公私協働理論の中に、「入会」の概念を導入することによって、海の管理に関する問題の解決を求めているが、海の管理を「入会」概念により考察する理論的根拠についての説明が十分になされていない。もっとも、それについて筆者は十分に自覚するところであって、入会による解決については、今後の研究の深化に期している。しかし、以上のような取扱いは、本論文が堅実な実証的なものによって提示した幾多の独創的な知見を些かも損ずるものではない。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するのに十分な価値を有するものと認定する。